

(契約書例)

(立販様式1)

(立販様式1 (一貫作業))

(立販様式1 (間伐))

(立木、素材、共通)

(延納、現金、共通)

売 買 契 約 書

1 売買物件の所在

山梨県 市村 字

恩賜県有財産 第 林班 小班 内 面積 h a

2 公告番号 第 号

記入番号 第 号

3 売買物件の種類及び数量

樹 種	種 別	本 数	材 積	備 考
		本	m ³	

4 売買代金額 ¥ —

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ —)

※概数売買の場合には、上記物件の種類及び数量は予定、売買代金は概数売買代金である。

内訳 現金納入

延納

5 指定する用途 なし

6 契約保証金 免除

7 売買物件の搬出期限 令和 年 月 日

上記物件について売渡人（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例第48号）、同条例施行規則（昭和28年山梨県規則第36号）及び山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）を了承のうえ、次の条件によって売買契約を締結する。

この契約を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

令和 年 月 日

売渡人 甲

買受人 乙

(立販様式2)
(立販様式2 (一貫作業))
(立販様式2 (間伐))

(現金)

林産物売買契約約款

第1章 共通

(信義誠実の義務)

第1条 売渡人(以下「甲」という。)と買受人(以下「乙」という。)は、売買契約書(以下「契約書」という。)、この約款及び別添特約事項(この契約書の締結時において効力を有する特約事項が存在する場合は、これを含む。)に則り、日本国の法令を遵守し、信義誠実の原則に従い契約を履行しなければならない。

(売買代金の納付)

第2条 乙は、契約書に定める売買代金を甲の発する納入通知書により納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 乙が、前項の納付期限までに売買代金を完納できない場合は、当該未納の売買代金につき、民法(明治29年法律第89号)第404条の法定利率をもって、その納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

(物件の定義)

第3条 本契約において「物件」とは、甲が乙に売り渡す立木又は素材をいい、本契約に定める条件に従い、その所有権が乙に移転するものとする。

(作業責任者及び乙の義務)

第4条 乙は、作業責任者を選任するとともに、契約の履行に関する誓約書を甲に提出しなければならない。

2 作業責任者は、作業従事者に対し、本契約及び誓約書の内容を十分に周知し、遵守させるものとする。

3 乙及び作業責任者は、物件の伐採、搬出その他の作業(以下「作業」という。)の実行中に発生した違反行為又は事故について、直ちに甲に報告しなければならない。

4 事故が発生した場合、乙は関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

(物件の引渡し)

第5条 物件の引渡しは、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第46条第1項に定める日以降、素材については10日以内、立木の場合は20日以内(間伐にあつては30日以内)に乙の立会いのうえ行うものとする。

2 物件の引渡しにあたって、乙が立ち会わず又は立ち会うことができない場合は、甲の引渡通知の日に、引渡しが行われたものとする。

(引渡し受領書の提出)

第6条 乙は、物件の引渡しを受けたときは、受領書を甲に提出しなければならない。

(根株の所属)

第7条 物件が立木である場合は、特約がない限り、物件には根株を含まないものとする。

(物件の搬出義務)

第8条 乙は、物件を契約書に定める搬出期間内に恩賜県有財産（山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年条例第48号）第1条に定める恩賜県有財産をいう。以下同じ。）の区域外に搬出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙が搬出できないと判断した物件について、乙が伐採前に書面により甲に届け出て甲の承認を受けて放棄した場合、その物件は乙の責任を免れるものとし、立木のまま存置することができる。

(搬出期間の延長)

第9条 乙は、やむを得ない事由により搬出期限までに物件を搬出することができないときは、搬出期限10日前までに甲に対し理由を付して搬出期間の延長願を提出し、甲の承認を受けなければならない。

2 前項の搬出期間の延長は、延長が数回にわたる場合であっても3ヶ年（契約書に定める搬出期間を含む。）を超えることができない。

(搬出延期料)

第10条 前条第1項の場合、乙は延長日数1日につき売買代金の額1,000分の1に相当する金額を搬出延期料として、納付期限までに甲に納付しなければならない。ただし、乙の責に帰さない事由である場合はこの限りでない。

2 乙が、前項の納付期限までに搬出延期料を完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

3 前条第1項の延長願が搬出期限経過後に提出された場合、願書到着の日までの搬出延期料は、第1項に規定する額の2倍に相当する金額とする。

4 搬出期限経過後において、甲の承認を得ないで物件を搬出した場合、乙は、甲の認定した日数に応じて第1項に規定する額の2倍に相当する金額を搬出延期料として納付しなければならない。

(搬出期間延長の特例)

第11条 甲は、恩賜県有財産の管理経営上特別の必要がある場合は、前2条の規定にかかわらず、搬出期間を延長することができる。

(搬出期間の特殊計算)

第12条 乙が、天災その他の不可抗力により搬出することができない期間は、乙が遅滞なく事由を申し出て甲の承認を受けたときに限り、搬出期間に算入しないものとする。

(搬出済の届出)

第13条 乙は、物件の搬出が完了したときは、5日以内に搬出終了届を甲に提出しなければならない。

(搬出未済物件の帰属及び措置)

第14条 乙が、搬出期間内に搬出を完了しなかった物件（以下「搬出未済物件」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、甲に帰属するものとする。

(1) 乙が、前条に規定する搬出終了届を提出したものの、跡地検査により搬出未済物件があること

- が確認され、甲の指示に従い搬出できないと乙が回答した場合
- (2) 搬出期間終了後30日を経過しても、乙が搬出延期の申出をしない場合
 - (3) 搬出期間延長後も搬出が完了しない場合
- 2 甲が、搬出未済物件が今後の造林事業等に支障を及ぼすと判断した場合、乙に対し、搬出未済物件の片付けを指示することができる。
 - 3 乙は、前項の指示があったときは、これに従わなければならない。
 - 4 乙が、前項の指示に従わず、搬出未済物件が甲の管理経営に支障を及ぼす場合、甲は乙の費用負担で当該物件を撤去又は整理し、その費用を乙に請求することができる。
 - 5 乙が、搬出期限内に搬出を完了せず、これにより甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。

(跡地検査及び違反行為の確認)

- 第15条 甲は、搬出期間が経過したとき、又は乙から搬出終了届の提出があったときは、乙に立会いを求め、跡地検査を行うものとする。
- 2 乙は、前項の立会いに正当な理由なく応じない場合、甲が行った検査の結果に対し異議を申し立てることができない。
 - 3 跡地検査において、乙が搬出を完了していない物件が確認された場合、甲は乙に対し搬出の可否を確認する。乙が搬出を希望しない場合、又は搬出できない場合、当該物件は前条第1項の規定のとおり、甲に帰属するものとする。
 - 4 跡地検査により、乙の作業実行中の違反行為が確認された場合、甲は乙に対し、次の措置を命じるものとする。
 - (1) 誤伐、契約に基づき使用する設備、構造物又は境界杭の毀損、並びに隣接樹木への損傷が確認された場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - (2) 乙が、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行った場合、乙は原状回復を行うとともに、必要に応じて損害を賠償しなければならない。
 - (3) 使用した土地の整理が適切に行われていない場合、乙は速やかに整理しなければならない。
 - (4) その他、本契約に規定する乙の義務に違反し、甲又は第三者に損害を及ぼした場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
 - 5 乙が、前項の指示に従わない場合、甲は乙の費用負担において当該措置を講じることができる。
 - 6 跡地検査において、乙の行為が森林法（昭和26年法律第249号）その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。
 - 7 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。
 - 8 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

(契約違反に対する措置)

- 第16条 乙が、第8条第1項の搬出義務に違反し、搬出すべき物件を意図的に放置し、のちの造林事業に重大な支障を生じさせた場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。
- (1) 乙に対する損害賠償請求
 - (2) 山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）に規定する契約審議会（以下「契約審議会」という。）への審議要請
- 2 乙が、前条第4項に規定する違反行為について甲の指示に従わず、又は適切な是正措置を講じな

かった場合、甲は乙に対し、契約違反として損害賠償請求その他の措置を講じることができる。

- 3 乙が、前項に規定する甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったことにより、甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 4 乙が、本契約の履行に関連して森林法その他の法令に違反した場合、甲は、契約審議会への審議を要請し、必要に応じて本契約を解除することができる。ただし、第15条第6項の規定による報告を踏まえたうえで、当該規定を適用するものとする。
- 5 乙は、前項の違反に関し、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。

(無断伐採・誤伐の禁止及び措置)

第17条 乙は、契約対象外の立木を無断で伐採してはならない。

- 2 乙は、作業実行中に誤伐が判明した場合、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従い適切な措置を講じなければならない。
- 3 乙が無断伐採を行った場合、又は誤伐を報告せず、是正措置を怠った場合、甲は乙に対し、次の措置を講じることができる。
 - (1) 乙に対する損害賠償請求
 - (2) 契約審議会への審議要請
 - (3) 契約の解除
- 4 乙が、無断伐採又は誤伐により甲又は第三者に損害を生じさせた場合、乙はその一切の損害を賠償しなければならない。
- 5 乙が、無断伐採又は誤伐を行い、それが森林法その他の法令に違反している疑いがあると甲が判断した場合、甲は関係行政機関に対し、必要な報告を行うことができる。
- 6 乙は、前項の違反が確認された場合、関係行政機関の指導又は命令に従い、必要な措置を速やかに講じなければならない。
- 7 乙が、前2項の規定による甲の報告により、関係行政機関から行政指導又は処分を受けた場合でも、本契約に基づく乙の義務が免除されるものではない。

(危険負担)

第18条 売買契約(概数売買契約を除く。)の締結後、物件の引渡しまでの間に、天災その他の不可抗力による甲又は乙のいずれの責に帰することのできない事由により物件が滅失又は損傷し、契約の履行が不可能になったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約を解除することができる。

- 2 前項の通知がなされた場合、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを留保することができる。
- 3 甲は、第1項により本契約が解除された場合、受領済みの売買代金を通知の日から30日以内に無利息で乙に返還するものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由により物件が滅失又は損傷した場合は、乙がその損害を負担するものとする。
- 4 甲が、前項の規定による売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(契約不適合責任)

第19条 材積の計算方法は、甲の定めるところによる。

2 甲は、物件について、種類、数量、品質等が契約内容に適合しないものであっても、その責任を負わないものとする。

(物件の目的外処分の制限)

第20条 乙は、用途指定のある物件については、あらかじめ甲の承認を受けなければ、指定する用途以外に使用し、転売し、又は贈与してはならない。

2 前項に違反した場合は、甲は、当該処分に係る物件に応ずる売買代金の100分の50に相当する金額を違約金として、乙から徴収することができる。

3 乙が、前項に規定する違約金を納入期限までに完納しない場合、甲は、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、未納発生日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を乙から徴収することができる。

(使用状況の報告)

第21条 売買目的の指定がある物件について、甲が使用状況の報告を求めたときは、乙は、これを拒んではならない。

(契約の解除)

第22条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、本契約の全部、又は一部を解除することができる。

(1) 乙が、第2条第1項に規定する義務を履行しないとき。

(2) 乙が、第20条第1項の規定に違反したとき。

(3) 乙が、県土保全、森林更新その他恩賜県有財産の管理経営の必要に基づき、特に契約で規定した事項に違反したとき。

(4) 乙が、第16条又は第17条に規定する契約違反行為を行い、甲の指示に従わず、又は是正措置を怠ったとき。

(5) 乙が、前各号に規定するほか契約の履行に関し不正な行為をしたとき。

(6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社若しくは第三者に不正に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当する者（以下「排除対象者」という。）であることを知りながら、当該者と契約を締結した者

(7) 乙が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。

- ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
 - オ その他前各号に準ずる行為
- 2 乙は、引渡し前に、贈与先、転売先又は下請先（以下「取引先」という。）が排除対象者であることが判明したときは、直ちに当該取引先との契約を解除し、又は取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるようしなければならない。
 - 3 甲は、乙が取引先が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは取引先の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該取引先との契約を解除せず、若しくは取引先に対し当該排除対象者（再取引先）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。
 - 4 第1項又は前項の規定により契約の一部を解除した場合において、乙の未納の売買代金の額が当該契約の解除された部分に係る物件に相当する売買代金の額を超えるときは、甲は、その超える金額の売買代金（徴収すべき利息があるときは、その売買代金及び利息）を乙から一時に徴収するものとする。
 - 5 第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合においても、その解除の効果は、解除の際既に搬出を終わった物件並びに搬出未済の伐倒木及びその加工品に対しては及ばないものとする。
 - 6 乙が、第1項のいずれかの違反に該当する場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

（不当介入に関する通報・報告）

第23条 乙は、自ら又は取引先が、暴力団、暴力団員、社会運動、政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は取引先をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約解除による売買代金の返還等）

第24条 第22条の規定により契約を解除した場合は、搬出未済の物件（伐倒木及びその加工品を除く。）であって当該契約の解除された部分に係るものは、甲に帰属するものとし、甲は、これに相当する売買代金を契約解除の日から30日以内に乙に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。

- 2 前項の規定により甲から乙に代金を返還する場合は、甲はその代金の算定に必要な調査を行うものとし、乙はその調査に要する費用を全て支払うものとする。
- 3 甲が、第1項に規定する売買代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（契約解除による違約金）

第25条 第22条第1項又は第3項の規定により契約を解除した場合において、甲は、売買代金（第20条第2項に該当するときは、当該部分に応ずる売買代金を除く。）の100分の10に相当する金額を違約金として乙から徴収するものとし、乙はこれを納付期限までに納付しなければならない。

- 2 乙が、前項に規定する違約金を納付期限までに完納しない場合、当該未納額につき、民法第404条の法定利率をもって、納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

(特殊の理由による契約の変更又は解除)

第26条 法令の規定により公用、又は公共用若しくは公益事業の用、その他やむを得ない事由により契約を履行することができない場合は、甲乙協議のうえ、その履行不能の部分につき、この契約を変更し、又は解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を変更した場合においては、甲又は乙は、それぞれ相手方に対しその賠償を請求することができない。

(特殊な理由による契約の変更又は解除の場合の売買代金の返還)

第27条 前条の規定により契約を変更し、又は解除したときは、甲は、乙に対し、契約の変更又は解除により甲に帰属した物件に相当する代金を契約の変更又は解除の日から30日以内に返還するものとする。この場合、甲から乙に返還される金額に対しては利息を付さない。

- 2 甲が、前項に規定する代金の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(作業の中止命令)

第28条 法令の規定により、又は公用、公共用若しくは、公益事業の用に供するため、その他やむを得ない事由により契約を履行することができないときは、甲は、作業の中止を命ずることができる。乙に法令の規定又は契約に違反する行為がある場合も同様とする。

- 2 前項後段の場合には、乙は、その損害の賠償を甲に請求することができない。

(指名停止措置)

第29条 甲は、乙が指名停止等措置要領の別表第1又は別表第2の措置要件のいずれかに該当すると認められる場合、速やかに所管部局長に報告し、契約審議会への審議を要請することができる。

- 2 契約審議会の審議の結果、乙が措置要件に該当すると判断された場合、出納局長から乙に対し、指名停止措置を命じることができる。
- 3 乙は、指名停止期間中、立木販売の入札に参加することができない。

(入山証)

第30条 この売買契約の写しをもって、山梨県恩賜県有財産管理条例施行規則第47条に定める入山証に代えるものとする。

(施設の設置等)

第31条 乙は、物件の伐採、加工又は搬出等のため、恩賜県有財産の区域内に施設を設ける必要があるときは、あらかじめ甲に申し出て、その指示により施設を設けることができる。

- 2 乙は、前項の規定により施設を設けた場合において、その使用を終わり、又は契約が解除されたときは、甲の指定した期間内に当該施設を収去し、使用した土地を原状に回復しなければならない。ただし、甲の承認を受けたときはこの限りでない。

3 乙が、前項に違反して施設の取去を怠ったために生じた損害については、乙は、甲の指示に従い賠償しなければならない。

(林野保全等の措置)

第32条 乙は、作業の実行にあたっては、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないものとし、林地保全及び河川汚濁防止等に努めなければならない。また、乙は、盗伐、誤伐及び火災等の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の防止等に必要があると認めるときは、乙に対し、乙の負担において必要な措置を命じることができる。

(支障木等の届出)

第33条 乙は、作業の実行にあたって物件以外の立木等が支障となるときは、あらかじめ甲に届け出てその指示を受けなければならない。

(極印の毀損の届出等)

第34条 乙は、立木の根際に押印してある極印の印影を滅失し、又は損傷してはならない。

2 乙は、前項の印影を滅失し、又は損傷したときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(損害の賠償)

第35条 乙は、作業の実行にあたって、恩賜県有財産及びその産物、又は県の施設に損害を与えたときは、速やかに甲に届け出てその指示に従い、原状に復するか又は甲の算定した金額を賠償しなければならない。この場合において、乙は当該産物等の引渡しを請求しないものとする。

2 乙は、前項に定める損害に関し、被害の状況確認等のために甲が実施した調査に要した費用についても、甲が算定し請求した金額を負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第36条 乙は、作業の実行にあたって第三者に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に届け出るとともに、その損害の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(管轄裁判所)

第37条 この契約について、訴訟等を行う場合は、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の裁判所とする。

(労働安全衛生)

第38条 乙は、作業の実行にあたっては、労働安全衛生に関する諸法令、諸通達に示す指導事項を遵守しなければならない。

2 乙が、前項の規定に違反し、指名停止等措置要領の別表第1第6号から第9号の措置要件に該当すると認められる場合、甲は、契約審議会への審議を要請することができる。

(契約に定めのない事項)

第39条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ、定めるものとする。

(適用除外)

第40条 次の各号は、素材の物件には適用されないものとする。

- (1) 第7条（根株の所属）
- (2) 第14条（搬出未済物件の帰属及び措置）
- (3) 第15条（跡地検査及び違反行為の確認）
- (4) 第28条（作業の中止命令）
- (5) 第32条（林野保全等の措置）
- (6) 第34条（極印の毀損の届出等）

第2章 指名競争入札による売買契約

（産物の流通制限）

第41条 乙は、原則として、物件を県内の木材加工施設、木材利用施設、又は原木市場（以下「木材関連施設」という。）へ出材するものとする。

- 2 乙は、前項の規定のとおり、県内に材を出材したことを証明するため、木材関連施設が発行する伝票その他の証明を、甲の指定する期限までに提出しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、樹種、品質等により県内の木材関連施設での取扱いが困難な場合、又は適切な受入先がない場合は、事前にその理由を明示し、甲の承認を受けたうえで県外へ移出することができる。
- 4 乙は、前項の規定により県外へ移出する場合、甲の承認を受けた内容に従い適切に搬出を行うものとする。

第3章 概数による売買契約

（現地調査及び実計額の算定）

第42条 甲は、乙の立会いのもと、毎月、又は必要に応じて現地調査を実施し、その都度、当該物件の種類、数量及び品質等を確認するものとする。

- 2 甲は、前項の現地調査の結果に基づき、当該物件に関する実際の売買数量（以下「実計数量」という。）により、実際の売買代金（以下「実計額」という。）を算定するものとする。

（実計額の確定）

第43条 実計額は、甲が予定価格の算定根拠とした単価（以下「算定単価」という。）を用い、実計数量を乗じて確定するものとする。

（予定外物件の単価の決定）

第44条 契約書に定めのない物件の単価は、甲が同種又は類似する物件の算定単価を参考に決定するものとする。

（引渡しの実施）

第45条 甲は、乙に対し、第42条から前条の結果に基づき、実計数量及び実計額を確定し、それが概数売買代金の範囲内であることを確認したうえで、当該物件を引き渡すものとする。

- 2 引渡しの具体的な時期及び方法については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(引渡し物件が相違する場合)

第46条 乙は、引渡し物件が売買予定物件と相違することがあっても、著しく契約の目的に反しない限り、異議を申し立てないものとする。

(受領書の提出)

第47条 乙は、甲からの物件の引渡しを受けた際、都度の受領書の提出を要しないものとし、最終的な精算時に、実計数量に基づく物件の引渡しを受けたことを証する受領書を甲に提出しなければならない。

2 甲は、この受領書の提出をもって、乙が契約に基づく全数量の物件の引渡しを受けたことを確認するものとする。

(所有権の移転)

第48条 概数売買契約に係る物件の所有権は、引き渡したときに移転するものとする。

(概数売買代金の精算)

第49条 甲及び乙は、実計額と概数売買代金との間に不足が生じる場合は、変更契約を締結したうえで、乙は、甲の発する納入通知書によりその不足額を納付期限までに甲に納付しなければならない。

2 乙が、前項の納付期限までに不足額を完納しない場合、当該未納の不足額につき、民法第404条の法定利率をもって、その納付期限の翌日から完納の日までの日数によって計算した額の延滞違約金を甲に納付しなければならない。

3 甲及び乙は、精算の結果、実計額と概数売買代金との間に余剰が生じた場合は、変更契約を締結したうえで、甲は、変更契約の締結後30日以内にその余剰額を乙に返還しなければならない。

4 甲が、前項に規定する余剰額の返還を期限までに行わなかった場合、乙は甲に対し、未受領金額につき、遅延利息の額は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により計算した金額とし、その端数計算については同条第2項の規定による額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(適用除外)

第50条 次の各号は、概数売買契約の物件には適用されないものとする。

- (1) 第5条(物件の引渡し)
- (2) 第6条(引渡し受領書の提出)

誓約書

市 町大字 字 番

恩賜県有財産第 林班 小班

上記恩賜県有財産内立木 本、材積 m³ を買い受けましたので、
作業にあたっては作業従事者を十分に監督し、各種被害の防止に努めるとともに、下記の事項を
遵守することを誓約し、連署をもって提出いたします。

令和 年 月 日

買受人住所

氏名

印

作業責任者住所

氏名

印

林務環境務事務所長 殿

誓約事項(チェックリスト)

- 1. 契約対象外の立木を無断で伐採しないこと。誤伐が判明した場合は直ちに売渡人に報告し、指示に従い適切な措置を講じること。
- 2. 作業区域内の管理に努め、発生した損害については、速やかに売渡人へ報告し、指示に従い原状回復又は損害賠償を行うこと。
- 3. 作業に起因して第三者に損害を及ぼした場合、速やかに売渡人へ報告し、必要な賠償措置を講じること。
- 4. 跡地検査において違反行為が確認された場合、売渡人の指示に従い必要な措置を講じること。
- 5. 売渡人の許可なく作業区域に未搬出物件を放置しないこと。搬出できない場合は、売渡人の指示を受け、適切に整理すること。
- 6. 契約違反により損害が発生した場合、その損害を賠償し、また売渡人の指示に従い適切な是正措置を講じること。
- 7. 法律（森林法、自然公園法等）違反を行わないこと。違反が確認された場合、関係行政機関の指導・命令に従い必要な措置を速やかに講じること。
- 8. 契約に違反した場合、本契約が解除される可能性があることを了承すること。
- 9. 契約違反、労働安全衛生法令違反、又は山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領の別表第1・別表第2に該当する行為を行った場合、指名停止措置が命じられる可能性があることを了承すること。
- 10. 指名停止期間中は、立木販売の入札に参加することができないことを了承すること。
- 11. 伐採区域の境界杭について善良な管理を行い、損傷や移動をさせないように注意するとともに、区域外の立木を損傷しないよう細心の注意を払うこと。万一、境界杭又は区域外の立木を損傷した場合は、直ちに売渡人へ報告し、指示に従い必要な措置を講じること。
- 12. 林地保全及び河川汚濁防止に努め、山地崩壊の誘因となる作業方法は実施しないこと。
- 13. 作業において集材路の適切な排水対策を実施すること。
- 14. 伐採・搬出にあたり、許可なく土地の掘削、盛土、伐採、埋立てその他の形質変更を行わないこと。
- 15. 作業従事者に毎日作業手順を確認させ、注意事項を徹底すること。
- 16. 素材（丸太）は、台風、集中豪雨等による流失・滑落事故が発生しないよう、買受人の責

任において管理すること。

- 17. 択伐、間伐等で残存木がある場合、作業従事者にその位置を明確に指示し、作業中の損傷・誤伐等が発生しないよう万全を期すこと。
- 18. 施設を設置する際は、あらかじめ売渡人に申し出てその指示を受けること。使用後は速やかに撤去し、原状回復すること。
- 19. 伐採・搬出その他の作業にあたり、労働安全衛生法及び関連法令を遵守し、安全対策を徹底すること。
- 20. 作業従事者に適切な保護具を着用させ、墜落、転倒、伐倒作業による事故を防止すること。
- 21. 機械の使用に際しては、適切な資格を有する者が操作し、安全作業を徹底すること。
- 22. 作業現場の危険箇所を明示し、安全掲示を行うことで事故防止に努めること。
- 23. 事故や労働災害が発生した場合は、直ちに売渡人へ報告するとともに、関係行政機関の指示を受け、必要な措置を講じること。
- 24. 契約締結後、天災その他の不可抗力により作業の実施が不可能となった場合は、直ちに売渡人に報告し、指示を受けること。
- 25. 用途指定のある物件は、契約で指定された用途以外に使用し、転売し、又は贈与しないこと。
- 26. 暴力団や反社会的勢力からの不当要求や介入を受けた場合は、速やかに売渡人へ報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うこと。
- 27. 契約解除に伴う代金の返還が生じた場合は、売渡人の指示に従い、必要な手続きを行うこと。
- 28. 作業実施に際し、契約対象外の立木が支障となる場合は、事前に売渡人へ届け出て指示を受けること。